

薬局および医薬品販売業

種 類	管理者	取り扱える医薬品	備 考
薬局	薬剤師	すべての医薬品	調剤できる
店舗販売業	薬剤師または登録販売者	第一類医薬品 (薬剤師) 第二類、第三類医薬品 (薬剤師または登録販売者)	調剤できない
卸売販売業	原則、薬剤師	すべての医薬品	
配置販売業	薬剤師または登録販売者	一般用医薬品のうち、厚生労働大臣の定める基準に適合するもの	分割販売できない